

千葉県糖尿病療養指導士／支援士
(CDE-Chiba : Certified Diabetes Educator/Encourager of Chiba)
認定制度規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 糖尿病の予防・治療・療養に関わる支援者を千葉県下で広く養成し、認定することを目的とする。

(任 務)

第2条 前条の目的を達成するため、一般社団法人千葉県糖尿病対策推進会議（以下「推進会議」という）の組織下に、千葉県糖尿病療養指導士認定制度（以下「認定制度」という）委員会を設置し、運営をおこなう。

(認定委員会)

第3条 認定制度を実施するにあたり、千葉県糖尿病療養指導士認定委員会（以下「認定委員会」という）を設ける。認定委員会は第4条に規定する各小委員会の長で構成し、認定制度に関わる制度の骨子を企画立案および改定する役目を負う。また、各小委員会で討議された課題や新たな企画立案内容を審議、統括した上で、決定事項を各小委員会に伝える責務を負う。

(認定小委員会)

第4条 認定委員会の下に、各小委員会を設置する。各小委員会の名称および任務は下記のとおりとする。

- (1) 研修小委員会：研修に係る事項について検討し、認定委員会に答申をする。
- (2) 試験小委員会：試験に係る事項について検討し、認定委員会に答申をする。
- (3) 認定小委員会：認定基準に係る事項について検討し、認定委員会に答申をする。
- (4) 更新小委員会：更新に係る事項について検討し、認定委員会に答申をする。

(認定委員長および各小委員長の選定)

第5条 認定委員長および各小委員長の選定は、推進会議の理事会にておこなう。

(小委員会委員の選定)

第6条 小委員会の委員は、各小委員会の長が推薦し、推進会議の理事会が承認した者とする。

(小委員会の委員、委員長および認定委員長の任期)

第7条 小委員会の委員長および委員の任期は就任後2年間とする。

- 2 委員長および委員の再任は妨げない。
- 3 補欠として選定された委員長および委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 認定委員長の任期、選出、再任は推進会議の理事会の決議によって決定される。

(千葉県糖尿病療養支援士の種別と名称)

第8条 医療に関わる法律上の制限に従い、千葉県糖尿病療養指導士（CDE-Chiba）には次の3種を設ける。

- 1 種：日本糖尿病療養指導士（CDE-J）認定機構に定められた国家資格者が該当し、CDE-Jに準じた「療養支援」と職種に応じた「療養指導」ができる。
 - 2 種：1 種に定められた以外の有資格者で、医療系・介護系・運動系の有資格者が該当し、医師の指導の下で「療養支援」することができる。
 - 3 種：①②以外の者で、医療系事務、医師事務作業補助者などが該当する。地域医療連携などで、医師の指示に従い情報提供、応援、勇気づけなどの「支援」を行うことができる。
- 2 各種別の名称については、前項の1 種をもって「千葉県糖尿病療養指導士」とし、2 種と3 種については「千葉県糖尿病療養支援士」とする。

第2章 認定制度について

（受験資格）

- 第9条 千葉県糖尿病療養指導士/支援士の認定試験を受験する者は、次の各項目の条件を全て満たすことを要する。
- (1) 推進会議の趣旨を十分に理解し、CDE-Chiba 認定規則を忠実に順守できる者。
 - (2) 第8条に定める者であること。
 - (3) 千葉県糖尿病療養指導士/支援士の講義を受講している者。

（受講料および受験料）

- 第10条 受講料および受験料は細則に従う。なお、納付された受講料および受験料は理由を問わず、返金をしないものとする。
- 2 受講料、受験料の改定は認定委員会が諮問し、推進会議の決議を経て変更する事ができる。

（試験の申込について）

- 第11条 千葉県糖尿病療養指導士/支援士の認定試験を希望する者は、受験認定申請書に必要事項を記載し、認定委員会が指定した期限内に認定委員会に提出をするものとする。

（受験免除と手続き）

- 第12条 下記の資格を既に有している者は受験を免除とする。
- (1) 日本糖尿病療養指導士（CDEJ）、日本看護協会認定看護師、日本看護協会専門看護師の資格を有する者。
 - (2) 千葉県外の地域糖尿病療養指導士（L-CDE）資格を取得していて、現在千葉県内に勤務している者
- 2 受験免除を受けようとする者は、受験認定申請書（免除用）を認定委員会に提出をする。

（試験および認定）

- 第13条 認定委員会は受験者および免除申請者の審査をおこない、合格者に対し認定証を交付する。
- 2 認定を受ける合格者は、推進会議の会員でなければならない。

- 3 認定試験および研修の開催に関する実施要項は毎年発表する細則に従う。
- 4 認定証は推進会議代表理事と千葉県医師会会長の連名で認定証を発行する。

(変更手続き)

- 第14条 種別変更については、会員登録内容変更届に資格証明書のコピーの添付があれば認める。
- 2 認定場番号は前年度の最終番号の次の番号とする。複数の種別変更がある場合は、順次繰り上げる。
 - 3 認定証を発行する場合、再発行手続きを行った後送付する。

第3章 認定更新

(更新期間)

第15条 認定は5年ごとに更新する。

(更新条件・単位)

- 第16条 認定の更新に際しては、以下の条件を満す必要がある。
- 2 認定委員会が指定する研修会、講演会、ボランティア活動に参加をして、資格取得日より5年間で合計30単位以上の単位を取得していること。
 - 3 講習会や講演会においては、推進会議で企画するもののほか、申請があり、かつ、一定の条件を満たした千葉県下で行われる既成の研修会や講演会であっても認定資格取得後の研修や更新単位取得の機会とする。それらの会の内容や時間を審査し、8条に示す種別ごとの更新点数を決定する。詳細については各年度に発表される細則に従う。
 - 4 糖尿病に関する内容を含む、次の学術集会等への出席をした場合は、千葉県糖尿病療養指導士/支援士の研修会を受講したものと同等と見做し、細則に定める単位を申請できる。

日本糖尿病学会、日本糖尿病合併症学会
日本糖尿病学会各支部地方会、日本糖尿病療養指導学術集会
糖尿病学の進歩、日本糖尿病教育・看護学会
日本病態栄養学会総会、栄養士関連学会
薬剤師関連学会、臨床検査技師関連学会
理学療法士関連学会、運動療法士関連学会
臨床心理士関連学会、保健師関連学会

(更新料)

第17条 更新時の手数料は細則に定めるものとする。

(延長申請)

第18条 定時の更新が不可能な場合、延長申請書を認定委員会に提出し認められた場合は、認定期間の延長ができる。ただし延長期間は5年までとする。

第4章 認定資格の責務と喪失

(責務について)

第19条 認定資格取得者は5年毎の更新手続きのほか、資格保有者として、十分な研鑽を積みながら以下の役割を担うことを責務とする。

- (1) 種別と職種の範囲内で患者への療養指導または療養支援を行う。
 - (2) 各医療機関での糖尿病診療の充実、それ以外の施設では糖尿病ケアに貢献する。
 - (3) 地域の各施設間の連携を推進する。
 - (4) 糖尿病発症予防、治療中断防止活動を積極的に行う。
- 2 これらの行為は各種の法令に従うものであり、その限度を決して超えてはならない。
- 3 患者への療養指導／支援は熟練を要するので常にたゆまぬ研鑽につとめる。

(認定資格の喪失)

第20条 以下の場合には認定資格を喪失する。

- (1) 特別な理由なく推進会議の年会費を2年以上滞納する者。
 - (2) 特別な理由なく認定更新手続きを行わない者。
 - (3) 千葉県糖尿病療養指導士/支援士として著しく問題のある行為をした者。
 - (4) 第19条に記載された責務を果たしていないと認められる者。
- 2 認定資格を喪失した場合、同時に千葉県糖尿病対策推進会議会員の身分も失う。

第5章 認定細則

(認定規則細則)

第21条 以下の項目については、種々の状況により流動的に変化するため、毎年発表する認定規則細則にて対応する。

- (1) 受講・受験資格
 - (2) 研修・試験の日時と場所
 - (3) 受講・受験費用並びに認定更新費用
 - (4) 研修会や講演会の認定更新点数設定
 - (5) その他
- 2 認定規則細則の変更については、認定委員会からの答申を受け、推進会議の理事会の決議を経た場合に変更できる。

令和元年4月9日 施行

平成28年10月11日 一部追加 理事会承認

平成29年11月7日 一部追加文言 理事会承認

令和元年4月9日 一部改正 理事会承認

令和2年5月19日 一部改正 理事会承認